

障害者の入学試験及び修学に関する規程

第1章 目的及び対象

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、身体に障害のある者の入学試験及び入学後の修学に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本規程にいう学生とは、身体障害者福祉法4条にいう「身体障害者」である学生をいう。ただし、本規程は、身体障害者福祉法上の「身体障害者」には該当しないが、疾病等により、修学する上で制限を受ける者にも適用するものとする。

第2章 入学試験における配慮の希望

(必要書類の提出)

第3条 本学に入学を志願し、入学試験実施及び修学に際し必要な配慮を希望する者(以下「申請者」という。)は、受験を希望する試験日の原則1ヶ月前までに次の書類を入試広報課に提出するものとする。

(1) 入学試験・修学配慮願

(2) 身体障害者手帳の写し

2 第2条ただし書に該当する申請者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 入学試験・修学配慮願

(2) 医師による診断書

(書面審査及び面接審査)

第4条 障害のある学生のための修学支援委員会(以下「委員会」という。)は、学長が必要と認める者によって構成される。

2 障害のある学生のための修学支援委員会は、申請者と必要に応じて面接を行い、申請者の希望する配慮を行うことができるか否かを検討する。

